

議案第88号

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の13の項第1号アからエまで以外の部分中「掲げる基準」の次に「（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）」を加え、同号アからエまでを次のように改める。

ア 認定の対象が住宅の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び18の項から20の項までにおいて同じ。）である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあつては、4,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあつては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）申請に係る住宅の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは14,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは22,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは106,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは133,000円、25,000平方メートル以上のときは167,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

別表第1の13の項第2号アからエまでを次のように改める。

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあつては、当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあつては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メー

トル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）申請に係る住宅の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項から20の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（次項から17の項まで及び20の項において「標準入力法・主要室入力法」という。）による場合にあつては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（次項から17の項まで及び20の項において「モデル建物法」という。）による場合にあつては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル

未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円、25,000平方メートル以上のときは362,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

別表第1の14の項第1号アからエまでを次のように改める。

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあつては、2,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあつては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。） 申請に係る住宅の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは11,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは33,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは53,000円、

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは67,000円、25,000平方メートル以上のときは83,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

別表第1の14の項第2号アからエまでを次のように改める。

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあつては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあつては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。） 申請に係る住宅の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合にあつては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは

119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

別表第1の15の項第1号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、18の項及び20の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準（以下この項から17の項までにおいて「標準入力法・主要室入力法」という。）」を「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法」に改め、「合計が」の次に「1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同号イ中「省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項から17の項までにおいて「モデル建物法」という。）」を「モデル建物法」に改め、「合計が」の次

に「1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同項第2号ア中「基準が、」の次に「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は」を、「合計が」の次に「1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同号イ中「合計が」の次に「1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同表16の項第1号ア中「基準が、」の次に「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は」を、「合計が」の次に「1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同号イ中「合計が」の次に「1,000平方メートル未満のときは11,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同項第2号ア中「基準が、」の次に「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は」を、「合計が」の次に「1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同号イ中「合計が」の次に「1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同表17の項第1号ア中「基準が、」の次に「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は」を、「合計が」の次に「1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同号イ中「合計が」の次に「1,000平方メートル未満のときは11,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同項第2号ア中「基準が、」の次に「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は」を、「合計が」の次に「1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同号イ中「合計が」の次に「1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同表18の項第1号中「掲げる基準」の次に「（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）」を加え、同号ア中「（住宅部分の一の住戸をいう。以下この項から20の項までにおいて同じ。）」を削り、同号ウ中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のときは14,000円、1000平方メートル以上」を加え、同項第2号ウ(ア)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）」を「誘導基準」に、「第10条第1

号イ(1)」を「第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)」に、「に定める基準（以下この項及び）」を「に定める基準（）」に改め、「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同号ウ(イ)中「以下この項及び」を削り、「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同表19の項第1号ウ中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のときは7,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同項第2号ウ(ア)中「基準が、」の次に「省令第10条第1号ただし書に定める方法又は」を、「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同号ウ(イ)中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同表20の項第1号ウ中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のときは14,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同項第2号ア(イ)中「第1条第1項第2号イ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(i)」に改め、「（以下この項において「モデル住宅性能基準」という。）」を削り、同号イ(ア)中「合計」の次に「（設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあつては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計）」を加え、同号イ(イ)中「モデル住宅性能基準」を「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準」に改め、同号ウ(ア)中「第1条第1項第1号イに定める基準」を「第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法」に改め、「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上」を加え、同号ウ(イ)中「省令第1条第1項第1号ロに定める基準」を「モデル建物法」に改め、「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、適切な申請手数料を徴収するため、この条例案を提出するものである。



条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。(以下同じ。)が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分に有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次

条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。(以下同じ。)が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分に有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅である場合(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有す

項及び18の項から20の項までにおいて同じ。)である場合  
(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあつては、4,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあつては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の

る建築物全体の場合を除く。)申請に係る住宅の戸数の合計が1のときは1件につき4,000円、2以上5以下のときは1件につき9,000円、5を超え10以下のときは1件につき15,000円、10を超え25以下のときは1件につき26,000円、25を超え50以下のときは1件につき43,000円、50を超え100以下のときは1件につき77,000円、100を超え200以下のときは1件につき122,000円、200を超え300以下のときは1件につき154,000円、1件につき300を超えるときは166,000円

イ 認定の対象が建築物全体（認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するも

場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合)にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

のであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)である場合 1件につき(ア)に規定する額に(イ)に規定する額を加算した額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合しているかどうかの設計一次エネルギー消費量の算定を、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下この項及び次項において「告示」という。) I第2の2の2-2(2)ロの式により行った住宅にあっては、(ア)に規定す

る額)

(ア) 申請に係る建築

物に含まれる住戸

の合計が5以下の

ときは9,000円、5

を超え10以下のと

きは15,000円、10

を超え25以下のと

きは26,000円、25

を超え50以下のと

きは43,000円、50

を超え100以下の

ときは77,000円、

100を超え200以下

のときは122,000

円、200を超え300

以下のときは

154,000円、300を超

えるときは166,000

円

(イ) 申請に係る建築

物の共用部分の床

面積の合計が300

平方メートル以内

のときは9,000円、

300平方メートル

を超え2,000平方

メートル以内のと

ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 申請に係る建  
築物の床面積の合計  
が300平方メートル  
未満のときは8,000  
円、300平方メートル  
以上1,000平方メー  
トル未満のときは  
14,000円、1,000平方  
メートル以上2,000平  
方メートル未満のと

きは26,000円、  
2,000平方メートル  
を超え5,000平方メ  
ートル以内のとき  
は76,000円、5,000  
平方メートルを超  
え10,000平方メー  
トル以内のときは  
121,000円、10,000  
平方メートルを超  
え25,000平方メー  
トル以内のときは  
154,000円、25,000  
平方メートルを超  
えるときは193,000  
円

ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 1件につき当  
該建築物の床面積の  
合計が300平方メー  
トル以内のときは  
9,000円、300平方メー  
トルを超え2,000平方  
メートル以内のとき  
は26,000円、2,000平  
方メートルを超え  
5,000平方メートル以

きは22,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは106,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは133,000円、25,000平方メートル以上のときは167,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウ

内のときは76,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは121,000円、10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは154,000円、25,000平方メートルを超えるときは193,000円

エ 認定の対象が住宅(当該建築物における住戸の総数が2以上のものに限る。)及び住宅以外の部分を有する建築物全体である場合 1件につき当該建築物の住戸の総数及び当該建築物の共用部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に



の規定により算出した額を加算した額

(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあつては、当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあつては、当該単位住戸の床面積

に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅である場合(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有する建築物全体の場合作を除く。) 申請に係る住宅の戸数の合計が1のときは1件につき33,000円、2以上5以下のときは1件につき66,000円、5を超え10以下のときは1件につき93,000円、10を超え25以下のときは1件につき131,000円、25を超え50以下のとき

の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単住戸を有する住宅の場合に限る。）申請に係る住宅の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合）にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メー

は1件につき188,000円、50を超え100以下のときは1件につき270,000円、100を超え200以下のときは1件につき365,000円、200を超え300以下のときは1件につき479,000円、300を超えるときは1件につき563,000円

イ 認定の対象が建築物全体（認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものである）にあって、住宅以外の部分を有しないものに限る。）である場合 1件につき(ア)に規定する額に(イ)に規定する額を加算した額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合しているか

トル未満のときは  
96,000円、2,000平方  
メートル以上5,000平  
方メートル未満のと  
きは163,000円、  
5,000平方メートル以  
上のときは234,000円

どうかの設計一次エ  
ネルギー消費量の算  
定を、告示I第2の  
2の2-2(2)口の  
式により行った住宅  
にあつては、(ア)に規  
定する額)

(ア) 申請に係る建築  
物に含まれる住戸  
の合計が5以下の  
ときは66,000円、  
5を超え10以下の  
ときは93,000円、  
10を超え25以下の  
ときは131,000円、  
25を超え50以下の  
ときは188,000円、  
50を超え100以下の  
ときは270,000円、  
100を超え200以下  
のときは365,000  
円、200を超え300  
以下のときは  
479,000円、300を超  
えるときは563,000  
円

(イ) 申請に係る建築  
物の共用部分の床

ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 (ア)又は(イ)に  
規定する額  
(ア) 申請に係る建築  
物について、誘導基

面積の合計が300  
平方メートル以内  
のときは105,000  
円、300平方メー  
トルを超え2,000平  
方メートル以内の  
ときは173,000円、  
2,000平方メー  
トルを超え5,000平  
方メートル以内の  
ときは269,000円、  
5,000平方メー  
トルを超え10,000平  
方メートル以内の  
ときは344,000円、  
10,000平方メー  
トルを超え25,000平  
方メートル以内の  
ときは413,000円、  
25,000平方メー  
トルを超えるときは  
481,000円

ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 1件につき当  
該建築物の床面積の  
合計が300平方メー  
トル以内のときは

準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項から20の項までにおいて「省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(次項から17の項まで及び20の項において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上

231,000円、300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは368,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは524,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは642,000円、10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは758,000円、25,000平方メートルを超えるときは865,000円

2,000平方メートル  
未満のときは  
306,000円、2,000  
平方メートル以上  
5,000平方メートル  
未満のときは  
437,000円、5,000  
平方メートル以上  
10,000平方メート  
ル未満のときは  
538,000円、10,000  
平方メートル以上  
25,000平方メート  
ル未満のときは  
636,000円、25,000  
平方メートル以上  
のときは726,000円  
(イ) 申請に係る建築  
物について、誘導基  
準に適合している  
かどうかの基準が、  
省令第1条第1項  
第1号ロに定める  
基準（次項から17  
の項まで及び20の  
項において「モデル  
建物法」という。）  
による場合にあつ

ては、当該建築物の  
床面積の合計が300  
平方メートル  
未満のときは  
72,000円、300平方  
メートル以上1,000  
平方メートル未満  
のときは92,000円、  
1,000平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のときは  
121,000円、2,000  
平方メートル以上  
5,000平方メートル  
未満のときは  
196,000円、5,000  
平方メートル以上  
10,000平方メー  
トル未満のときは  
257,000円、10,000  
平方メートル以上  
25,000平方メー  
トル未満のときは  
308,000円、25,000  
平方メートル以上  
のときは362,000円

エ 認定の対象が住宅  
及び住宅以外の部分

エ 認定の対象が住宅  
(当該建築物におけ

			<p>を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(3) (略)</p>			<p>る住戸の総数が2以上のものに限る。)及び住宅以外の部分を有する建築物全体である場合 1件につき当該建築物の住戸の総数及び当該建築物の共用部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(3) (略)</p>
14	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 (ア)又は(イ)に規定する額</p>	14	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>(1) 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が住宅である場合 (認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有す</p>



(ア) 申請に係る単位  
住戸が1の場合に  
あつては、2,000円  
(イ) 申請に係る単位  
住戸が2以上の場  
合にあつては、当該  
単位住戸の床面積  
の合計が300平方メ  
ートル未満のとき  
は4,000円、300平方  
メートル以上2,000  
平方メートル未満  
のときは8,000円、  
2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満のときは  
19,000円、5,000平  
方メートル以上の  
ときは33,000円

イ 認定の対象が住宅  
である場合（認定の  
対象が2以上の単位  
住戸を有する住宅の  
場合に限る。） 申

る建築物全体の場合  
を除く。） 申請に  
係る住宅の戸数の合  
計が1のときは1件  
につき2,000円、2以  
上5以下のときは1  
件につき4,000円、5  
を超え10以下のとき  
は1件につき8,000  
円、10を超え25以下  
のときは1件につき  
13,000円、25を超え  
50以下のときは1件  
につき21,000円、50  
を超え100以下のとき  
は1件につき38,000  
円、100を超え200以下  
のときは1件につき  
61,000円、200を超え  
300以下のときは1件  
につき77,000円、300  
を超えるときは1件  
につき83,000円  
イ 認定の対象が建築  
物全体（認定の対象  
となる建築物が2以  
上の住戸を有するも  
のであつて、住宅以

請に係る住宅の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合）にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円

外の部分を有しないものに限る。）である場合 1件につき（ア）に規定する額に（イ）に規定する額を加算した額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合しているかどうかの設計一次エネルギー消費量の算定を、告示I第2の2の2-2(2)ロの式により行った住宅にあつては、（ア）に規定する額）  
（ア）申請に係る建築物に含まれる住戸の合計が5以下のときは4,000円、5を超え10以下のときは8,000円、10を超え25以下のときは13,000円、25を超え50以下のときは21,000円、50を超え100以下のと

きは38,000円、100  
を超え200以下の  
ときは61,000円、  
200を超え300以下  
のときは77,000円、  
300を超えるときは  
83,000円

(イ) 申請に係る建築  
物の共用部分の床  
面積の合計が300  
平方メートル以内  
のときは4,000円、  
300平方メートル  
を超え2,000平方  
メートル以内のと  
きは13,000円、  
2,000平方メートル  
を超え5,000平方メ  
ートル以内のとき  
は38,000円、5,000  
平方メートルを超  
え10,000平方メー  
トル以内のときは  
60,000円、10,000  
平方メートルを超  
え25,000平方メー  
トル以内のときは  
77,000円、25,000

ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 申請に係る建  
築物の床面積の合計  
が300平方メートル  
未満のときは4,000  
円、300平方メートル  
以上1,000平方メー  
トル未満のときは  
7,000円、1,000平方メ  
ートル以上2,000平方  
メートル未満のとき  
は11,000円、2,000平  
方メートル以上5,000  
平方メートル未満の  
ときは33,000円、  
5,000平方メートル以  
上10,000平方メー  
トル未満のときは  
53,000円、10,000平方  
メートル以上25,000  
平方メートル未満の  
ときは67,000円、  
25,000平方メートル  
以上のときは83,000

平方メートルを超  
えるときは96,000  
円  
ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 1件につき当  
該建築物の床面積の  
合計が300平方メー  
トル以内のときは  
4,000円、300平方メー  
トルを超え2,000平方  
メートル以内のとき  
は13,000円、2,000平  
方メートルを超え  
5,000平方メートル以  
内のときは38,000円、  
5,000平方メートルを  
超え10,000平方メー  
トル以内のときは  
60,000円、10,000平方  
メートルを超え  
25,000平方メートル  
以内のときは77,000  
円、25,000平方メー  
トルを超えるときは  
96,000円

四

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場

エ 認定の対象が住宅（当該建築物における住戸の総数が2以上のものに限る。）及び住宅以外の部分を有する建築物全体である場合 1件につき当該建築物の住戸の総数及び当該建築物の共用部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅である場合（認定の

合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位

住戸が1の場合にあつては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 申請に係る単位

住戸が2以上の場合にあつては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

イ 認定の対象が住宅

対象となる建築物が2以上の住戸を有する建築物全体の場合を除く。) 申請に係る住宅の戸数の合計が1のときは1件につき16,000円、2以上5以下のときは1件につき33,000円、5を超え10以下のときは1件につき47,000円、10を超え25以下のときは1件につき65,000円、25を超え50以下のときは1件につき94,000円、50を超え100以下のときは1件につき135,000円、100を超え200以下のときは1件につき183,000円、200を超え300以下のときは1件につき240,000円、300を超えるときは1件につき282,000円

イ 認定の対象が建築

である場合（認定の  
対象が2以上の単位  
住戸を有する住宅の  
場合に限る。）申  
請に係る住宅の床面  
積（共用部分に係る  
数値を用いない方法  
による場合にあつて  
は、共用部分の床面  
積を除く。）の合計  
が300平方メートル  
未満のときは29,000  
円、300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のときは  
48,000円、2,000平方  
メートル以上5,000平  
方メートル未満のと  
きは82,000円、5,000  
平方メートル以上の  
ときは117,000円

物全体（認定の対象  
となる建築物が2以  
上の住戸を有するも  
のであつて、住宅以  
外の部分を有しない  
ものに限る。）であ  
る場合 1件につき  
(ア)に規定する額に  
(イ)に規定する額を  
加算した額（都市の  
低炭素化の促進に関  
する法律第54条第1  
項第1号に掲げる基  
準に適合しているか  
どうかの設計一次エ  
ネルギー消費量の算  
定を、告示I第2の  
2の2-2(2)ロの  
式により行った住宅  
にあつては、(ア)に規  
定する額)  
(ア) 申請に係る建築  
物に含まれる住戸  
の合計が5以下の  
ときは33,000円、  
5を超え10以下の  
ときは47,000円、  
10を超え25以下の

ときは65,000円、  
25を超え50以下の  
ときは94,000円、  
50を超え100以下の  
ときは135,000円、  
100を超え200以下  
のときは183,000  
円、200を超え300  
以下のときは  
240,000円、300を超  
えるときは282,000  
円

(イ) 申請に係る建築  
物の共用部分の床  
面積の合計が300  
平方メートル以内  
のときは52,000  
円、300平方メー  
ルを超え2,000平  
方メートル以内の  
ときは86,000円、  
2,000平方メー  
ルを超え5,000平  
方メートル以内の  
ときは134,000円、  
5,000平方メー  
ルを超え10,000平  
方メートル以内の



ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 (ア)又は(イ)に  
規定する額  
(ア) 申請に係る建築  
物について、誘導基  
準に適合している  
かどうかの基準が、  
省令第1条第1項  
第1号ただし書に  
定める方法又は標  
準入力法・主要室入  
力法による場合に  
あっては、当該建築  
物の床面積の合計  
が300平方メートル  
未満のときは  
95,000円、300平方  
メートル以上1,000  
平方メートル未満

ときは172,000円、  
10,000平方メー  
トルを超え25,000平  
方メートル以内の  
ときは206,000円、  
25,000平方メー  
トルを超えるときは  
240,000円  
ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 1件につき当  
該建築物の床面積の  
合計が300平方メー  
トル以内のときは  
115,000円、300平方  
メートルを超え2,000平  
方メートル以内のと  
きは184,000円、  
2,000平方メートルを  
超え5,000平方メー  
トル以内のときは  
262,000円、5,000平方  
メートルを超え  
10,000平方メートル  
以内のときは321,000  
円、10,000平方メー  
トルを超え25,000平方  
メートル以内のとき

		<p>のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合にあつては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のと</p>			<p>は379,000円、25,000平方メートルを超えるときは433,000円</p>
--	--	---	--	--	--

きは36,000円、300  
平方メートル以上  
1,000平方メートル  
未満のときは  
46,000円、1,000平  
方メートル以上  
2,000平方メートル  
未満のときは  
61,000円、2,000平  
方メートル以上  
5,000平方メートル  
未満のときは  
98,000円、5,000平  
方メートル以上  
10,000平方メート  
ル未満のときは  
128,000円、10,000  
平方メートル以上  
25,000平方メート  
ル未満のときは  
154,000円、25,000  
平方メートル以上  
のときは181,000円

エ 認定の対象が住宅  
及び住宅以外の部分  
を有する建築物であ  
る場合 申請に係る  
建築物の住宅の部分

エ 認定の対象が住宅  
(当該建築物におけ  
る住戸の総数が2以  
上のものに限る。)  
及び住宅以外の部分

			<p>の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p>				<p>を有する建築物全体である場合 1件につき当該建築物の住戸の総数及び当該建築物の共用部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p>
			(3) (略)				(3) (略)
15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象となる建築物(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分に限る。以下この項から17の項までにおいて同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下	15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象となる建築物(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分に限る。以下この項から17の項までにおいて同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下

この項から17の項まで  
において「工場等」とい  
う。)である場合 ア又  
はイに定める額

ア 判定に係る建築物  
について、建築物の  
エネルギー消費性能  
の向上に関する法律  
第2条第3号に規定  
する建築物エネルギ  
ー消費性能基準（以  
下この項から17の項  
まで及び20の項にお  
いて「建築物エネル  
ギー消費性能基準」  
という。）に適合し  
ているかどうかの基  
準が、省令第1条第  
1項第1号ただし書  
に定める方法又は標  
準入力法・主要室入  
力法

この項から17の項まで  
において「工場等」とい  
う。)である場合 ア又  
はイに定める額

ア 判定に係る建築物  
について、建築物の  
エネルギー消費性能  
の向上に関する法律  
第2条第3号に規定  
する建築物エネルギ  
ー消費性能基準（以  
下この項から17の項  
まで及び20の項にお  
いて「建築物エネル  
ギー消費性能基準」  
という。）に適合し  
ているかどうかの基  
準が、建築物エネル  
ギー消費性能基準等  
を定める省令（平成  
28年経済産業省令・  
国土交通省令第1  
号。以下この項、18  
の項及び20の項にお  
いて「省令」という。）  
第1条第1項第1号  
イに定める基準（以  
下この項から17の項

			<p>_____による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モ</p>			<p>_____までにおいて「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が_____2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省</p>
--	--	--	---	--	--	---

		<p>デル建物法</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>による場合</p> <p>当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル以上のときは184,000円</p> <p>(2) 判定の対象となる建築物の用途が工場等以</p>			<p>令第1条第1項第1号ロに定める基準</p> <p>(以下この項から17の項までにおいて「モデル建物法」という。)による場合</p> <p>当該建築物の床面積の合計が</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル以上のときは184,000円</p> <p>(2) 判定の対象となる建築物の用途が工場等以</p>
--	--	---	--	--	--





			<p>未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満</u>のときは92,000円、<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000</p>			<p>未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000</p>
--	--	--	--	--	--	--

			円、25,000平方メートル以上のときは362,000円				円、25,000平方メートル以上のときは362,000円
16	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象となる建築物の用途が工場等である場合 ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、 <u>省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法</u> による場合 当該建築物の床面積の合計が <u>1,000平方メートル未満</u> のときは13,000円、 <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u> のときは18,000円、 <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u> のときは42,000円、 <u>5,000平方メートル以</u>	16	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象となる建築物の用途が工場等である場合 ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、 <u>標準入力法・主要室入力法</u> による場合 当該建築物の床面積の合計が <u>2,000平方メートル未満</u> のときは18,000円、 <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u> のときは42,000円、 <u>5,000平方メートル以</u>

上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは11,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル

上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル

未満のときは60,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円、25,000平方メートル以上のときは92,000円

(2) 判定の対象となる建築物の用途が工場等以外である場合 ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、

未満のときは60,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円、25,000平方メートル以上のときは92,000円

(2) 判定の対象となる建築物の用途が工場等以外である場合 ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、\_\_\_\_\_標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が\_\_\_\_\_2,000平方メートル未満のときは153,000円、

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平

			方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円				方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円
17	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同省令第3条（同省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	(1) 証明の対象となる建築物の用途が工場等である場合 ア又はイに定める額 ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、 <u>省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法</u> による場合 当該建築物の床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> 未満のときは13,000	17	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同省令第3条（同省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	(1) 証明の対象となる建築物の用途が工場等である場合 ア又はイに定める額 ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、 <u>標準入力法・主要室入力法</u> による場合 当該建築物の床面積の合計が

円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円

イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは11,000円、1,000平方メートル以

2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円

イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が \_\_\_\_\_

上2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円、25,000平方メートル以上のときは92,000円

(2) 証明の対象となる建築物の用途が工場等以外である場合 ア又はイに定める額

ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法に

2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円、25,000平方メートル以上のときは92,000円

(2) 証明の対象となる建築物の用途が工場等以外である場合 ア又はイに定める額

ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法に



			<p>よる場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床</p>			<p>よる場合 当該建築物の床面積の合計が</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床</p>
--	--	--	--	--	--	---

			面積の合計が1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円				面積の合計が_____ _____ _____ _____ _____2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円
18	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、同法第35条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項	18	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、同法第35条第1項第1号に掲げる基準

において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分に有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り。以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を

に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分に有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り。以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を

除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅の単位住戸 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_である場合

1 件につき (ア) 又は (イ) に規定する額  
(ア)・(イ) (略)

イ (略)

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1 件につき8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは14,000円、1000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1 件につき22,000円、2,000

除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅の単位住戸 (住宅部分の一の住戸をいう。以下この項から20の項までにおいて同じ。)である場合

1 件につき (ア) 又は (イ) に規定する額  
(ア)・(イ) (略)

イ (略)

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1 件につき8,000円、300平方メートル以上 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 2,000平方メートル未満のときは1 件につき22,000円、2,000

平方メートル以上  
5,000平方メートル未  
満のときは1件につ  
き67,000円、5,000平  
方メートル以上  
10,000平方メートル  
未満のときは1件に  
つき106,000円、  
10,000平方メートル  
以上25,000平方メー  
トル未満のときは1  
件につき133,000円、  
25,000平方メートル  
以上のときは1件に  
つき167,000円

エ (略)

(2) 建築物のエネルギー  
消費性能の向上に關す  
る法律第34条第3項各  
号に掲げる事項の記載  
がない建築物エネルギ  
ー消費性能向上計画で  
あって、適合証がない場  
合(建築基準関係規定適  
合審査を受けるよう申  
し出る場合を除く。)に  
あっては、次のアからエ  
までに掲げる区分に応

平方メートル以上  
5,000平方メートル未  
満のときは1件につ  
き67,000円、5,000平  
方メートル以上  
10,000平方メートル  
未満のときは1件に  
つき106,000円、  
10,000平方メートル  
以上25,000平方メー  
トル未満のときは1  
件につき133,000円、  
25,000平方メートル  
以上のときは1件に  
つき167,000円

エ (略)

(2) 建築物のエネルギー  
消費性能の向上に關す  
る法律第34条第3項各  
号に掲げる事項の記載  
がない建築物エネルギ  
ー消費性能向上計画で  
あって、適合証がない場  
合(建築基準関係規定適  
合審査を受けるよう申  
し出る場合を除く。)に  
あっては、次のアからエ  
までに掲げる区分に応

じ、当該アからエまでに定める額

ア・イ (略)

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 1 件につき (ア) 又は (イ) に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に

適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準

( \_\_\_\_\_  
次項において「標準

じ、当該アからエまでに定める額

ア・イ (略)

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 1 件につき (ア) 又は (イ) に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準 (以下この項及び次項において「誘導基準」という。) に

適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号イ(1)

\_\_\_\_\_及び  
ロ(1)に定める基準  
(以下この項及び

次項において「標準

入力法・主要室入力法」という。)による場合にあつては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル

入力法・主要室入力法」という。)による場合にあつては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上\_\_\_\_\_2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル





			未満のときは 196,000円、5,000 平方メートル以上 10,000平方メー トル未満のときは 257,000円、10,000 平方メートル以上 25,000平方メー トル未満のときは 308,000円、25,000 平方メートル以上 のときは362,000円 エ (略) (3)・(4) (略)				未満のときは 196,000円、5,000 平方メートル以上 10,000平方メー トル未満のときは 257,000円、10,000 平方メートル以上 25,000平方メー トル未満のときは 308,000円、25,000 平方メートル以上 のときは362,000円 エ (略) (3)・(4) (略)
19	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまで	19	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまで

に掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア・イ (略)

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき4,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき11,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき33,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは1件につき53,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メー

に掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア・イ (略)

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき4,000円、300平方メートル以上  
2,000平方メートル未満のときは1件につき11,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき33,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは1件につき53,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メー

トル未満のときは1  
件につき67,000円、  
25,000平方メートル  
以上のときは1件に  
つき83,000円

エ (略)

(2) 建築物のエネルギー  
消費性能の向上に關す  
る法律第34条第3項各  
号に掲げる事項の記載  
がない建築物エネルギー  
消費性能向上計画に  
係る変更であつて、適合  
証がない場合(建築基準  
関係規定適合審査を受  
けるよう申し出る場合  
及び同項各号に掲げる  
事項の記載の追加を伴  
う場合を除く。)にあつ  
ては、次のアからエまで  
に掲げる区分に応じ、当  
該アからエまでに定め  
る額

ア・イ (略)

ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 1件につき  
(ア)又は(イ)に規定す

トル未満のときは1  
件につき67,000円、  
25,000平方メートル  
以上のときは1件に  
つき83,000円

エ (略)

(2) 建築物のエネルギー  
消費性能の向上に關す  
る法律第34条第3項各  
号に掲げる事項の記載  
がない建築物エネルギー  
消費性能向上計画に  
係る変更であつて、適合  
証がない場合(建築基準  
関係規定適合審査を受  
けるよう申し出る場合  
及び同項各号に掲げる  
事項の記載の追加を伴  
う場合を除く。)にあつ  
ては、次のアからエまで  
に掲げる区分に応じ、当  
該アからエまでに定め  
る額

ア・イ (略)

ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 1件につき  
(ア)又は(イ)に規定す



		<p>10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円、300平方メートル以上<u>1,000平方メートル未満</u>のときは46,000円、<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは61,000円、2,000平方メートル以上</p>			<p>10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円、300平方メートル以上_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上</p>
--	--	--	--	--	--

			5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円 エ (略) (3)―(5) (略)				5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円 エ (略) (3)―(5) (略)
20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面 (認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付	20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面 (認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付

したものに限り、認定の対象が住宅の部分をする場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。以下この項において「適合証」という。)がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア・イ (略)

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは14,000円、1,000平方メートル以

したものに限り、認定の対象が住宅の部分をする場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。以下この項において「適合証」という。)がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア・イ (略)

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき8,000円、300平方メートル以上

---

---

上2,000平方メートル未満のときは1件につき22,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき67,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは1件につき106,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは1件につき133,000円、25,000平方メートル以上のときは1件につき167,000円

エ (略)

(2) 適合証がない場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)、(イ)又は

上2,000平方メートル未満のときは1件につき22,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき67,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは1件につき106,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは1件につき133,000円、25,000平方メートル以上のときは1件につき167,000円

エ (略)

(2) 適合証がない場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)、(イ)又は



		<p>(ウ)に規定する額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準</p> <hr/> <p>による場合にあつては、200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)、(イ)又は(ウ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、建築物エ</p>			<p>(ウ)に規定する額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この項において「モデル住宅性能基準」という。)</p> <p>による場合にあつては、200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)、(イ)又は(ウ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、建築物エ</p>
--	--	---	--	--	--

エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合にあつては、当該住宅の床面積の合計(設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあつては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計)が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円  
(イ) 申請に係る住宅

エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合にあつては、当該住宅の床面積の合計 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円  
(イ) 申請に係る住宅



		<p>方メートル以上のときは130,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法</u>による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上<u>1,000平方メートル未満</u>のときは<u>237,000円</u>、<u>1,000平方メートル</u></p>			<p>方メートル以上のときは130,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第1条第1項第1号イ</u>に定める基準</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	--	--	--	--	--



		<p>300平方メートル未 満のときは72,000 円、300平方メー トル以上1,000平方メ ートル未満のとき は92,000円、1,000 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のときは 121,000円、2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル 未満のときは 196,000円、5,000 平方メートル以上 10,000平方メー トル未満のときは 257,000円、10,000 平方メートル以上 25,000平方メー トル未満のときは 308,000円、25,000 平方メートル以上 のときは362,000円</p> <p>エ (略)</p>
--	--	---

備考 (略)

別表第2 (以下略)

		<p>300平方メートル未 満のときは72,000 円、300平方メー トル以上_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2,000平方メートル 未満のときは 121,000円、2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル 未満のときは 196,000円、5,000 平方メートル以上 10,000平方メー トル未満のときは 257,000円、10,000 平方メートル以上 25,000平方メー トル未満のときは 308,000円、25,000 平方メートル以上 のときは362,000円</p> <p>エ (略)</p>
--	--	--

備考 (略)

別表第2 (以下略)